

高額療養費の支給のお知らせ ～手続きが簡単になりました～

平成31年（2019年）4月通知分から、下記対象者に該当する方については、1度申請をいただくとその翌月から市役所の窓口にて高額療養費の支給申請をすることなく、高額療養費の支給を受けることができるようになりました。

○対象者

世帯主と世帯内の全ての国保加入者が70歳以上である世帯の世帯主の方
※国民健康保険税に未納がある方など、対象にならない場合があります。

ただし、今後次のいずれかに該当した場合は、これまでと同様に市役所窓口にて支給申請書の提出が必要になります。

- ・70歳未満の方が国保に加入したことにより、上記対象者でなくなったとき
- ・世帯主が変わったとき
- ・国民健康保険税に未納があるなど

上記に該当した場合は、支給申請勧奨の通知を送付しますので、必要な申請手続きを行ってください。

70歳未満の方が国保に加入した場合など遡って自己（世帯）負担限度額に変更が生じた場合、支給済みの高額療養費を返還していただく場合があります。

なお、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に移行し、高額療養費の支給を受けるときは改めて申請をしていただくことになります。